

震災・学校支援チーム(EARTH)の活動

EARTHは阪神・淡路大震災時に受けた全国各地からの支援に報いるために結成され、災害発生時に被災地の学校を支援する教職員の組織です。被災地支援とともに平時には県内外への講師活動等を行っています。

◇災害時の活動

- ①学校教育応急対策と学校早期再開に向けた助言
- ②児童生徒等の心のケア
- ③学校における避難所運営支援 等



◇平時の活動

- ①各種研修会等での講演・助言
- ②各学校での兵庫の防災教育の推進
- ③各地域の地域防災体制への協力 等



※お問い合わせは各教育事務所または
県教育委員会事務局教育企画課まで

浸水想定区域・土砂災害警戒区域に 立地する要配慮者利用施設

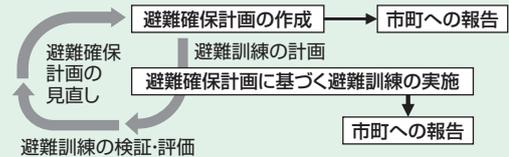
平成29年の水防法及び土砂災害防止法の一部改正により、浸水想定区域または土砂災害警戒区域に立地し、市町の地域防災計画において要配慮者利用施設に位置付けられている学校は、以下の事項についての報告が義務付けられています。

- (1) 避難確保計画の作成及び市町への報告
- (2) 避難確保計画に基づく避難訓練の実施及び市町への報告

※市町による施設の指定は、ハザードマップが改訂されると追加指定される場合がありますので、自校が対象校かどうかは、市町の防災担当部局に確認することが必要です。

【対象校がすべきこと】

※□は義務



○要配慮者利用施設とは
社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として
防災上の配慮を要する方々が利用する施設のこと



【参考資料】 学校防災マニュアル(令和元年度改訂版)

(令和2年3月)

県教育委員会では、平成9年度に各学校の災害対応マニュアル作成のための手引きとして「学校防災マニュアル」を作成しました。阪神・淡路大震災から25年を機に3度目の改訂を行い、今後発生が予想される様々な自然災害から児童生徒の生命を守る学校防災体制の構築をめざしています。



【内容構成】

I 事前の備え

- 第1章 事前の危機管理
- 第2章 防災(避難)訓練の実施

II 発生時の危機管理

- 第3章 災害発生時の危機管理

III 事後の対応

- 第4章 災害時における避難所としての学校の果たす役割

【活用のポイント】

- ・PDCAサイクルにより防災(避難)訓練の工夫改善を図り、災害対応マニュアルの実効性を確保する。
- ・WBS(※)により災害発生時における教職員の行動・対応等について整理し、災害発生時の危機管理体制を整備する。
※WBS(Work Breakdown Structure)・・・工程を細かな作業(Work)に分解(Breakdown)し、構造化(Structure)する管理手法
- ・学校防災体制診断リストにより災害対応マニュアル等の見直しや学校組織の実践力の向上を図り、事前の危機管理体制を強化する。



【参考資料】 防災教育カリキュラム作成の手引き～兵庫の防災教育はじめての一步～

(令和3年3月)

小学校学習指導要領の総則には、「安全に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。」と規定されており、中学校、高等学校学習指導要領でも、同様の規定があります。各学校でカリキュラムマネジメントの視点を持って教科等横断的に防災教育を行ってもらえるよう、防災教育カリキュラム作成等に関する資料をまとめました。



【内容構成】

- (1) 兵庫の防災教育について
- (2) 防災教育推進全体計画
- (3) 防災教育指導計画
- (4) 防災教育に関連する単元一覧表

【活用のポイント】

- ・各校種の防災教育推進全体計画例を参考に、児童生徒の発達段階、学校の実態等に応じて、教育活動全体を通じた防災教育を推進する。
- ・各教科、特別活動等における学習活動例をもとに指導する。



施策解説P.64